

避難を知らせる情報

意外と知らない意味と行動



ふだんから、
災害のときに
こまらぬように
じゅんびして
おきましょう!



災害の情報は
けいたい電話なども
利用して正かくに!

- ▶ 避難準備情報は、今後、避難勧告が発令される可能性が高い時に、一般住民に避難の準備を促すもの。
- ▶ また、お年寄りや身体障害者、小さなお子さんのいる方など、移動に時間がかかる災害時要援護者を、早期に避難させるため呼びかけるものでもある。



避難準備情報



避難(ひなん)は
ふたり以上、
家族(かぞく)は
みんなで!

- ▶ 避難勧告は、災害の発生する恐れがある場合に、避難のため立ち退きを勧めるもの。



避難勧告



川はこえない！
少しでも
あぶないと
思ったら、
安全な方へ！

- ▶ 避難指示は、災害が発生している、もしくは発生する恐れが非常に高と判断された時に出され、避難勧告よりも危険が切迫し、避難のため立ち退きさせるためのもの。



避難指示



水害のおそれがあるときには、頑強な建物の3階以上や避難所に!

避難(ひなん)
できないときは
建物(たてもの)の
安全なところへ!



地下にいる人は、地上階
にあがりましょう!

地下など
気がつきにくい
人には
声をかけ、
地上に
あがりましょう!



- ▶ 避難指示の次の段階にあるのは、警戒区域の設定で、実質的に警戒区域の設定が避難命令に相当する。
- ▶ 警戒区域の設定により、災害応急対策に従事する作業員などの許可を得た以外の者に対して、警戒区域への出入りを制限・禁止したり、退去が命ぜられ、警戒区域に無断で侵入した場合は、懲役や罰金が科されることがある。

警戒区域の設定